

## 公共施設マネジメント推進部会設置要綱

### (設置)

第1条 西宮市行政経営改革本部設置要綱第6条第1項の規定に基づき、公共施設マネジメント推進部会（以下「部会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 公共施設マネジメントの推進に関する事項
- (2) 西宮市公共施設等総合管理計画の進行管理に関する事項
- (3) その他前2号に関連する事項

### (構成)

第3条 部会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は北田副市長を、副部会長は岩崎副市長をもって充てる。
- 3 部会長は部会を総括する。
- 4 副部会長は、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集する。

- 2 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に部会員以外の者を出席させることができる。

### (作業部会)

第5条 部会に、専門的な調査研究を行うため、作業部会を置くことができる。

### (事務局)

第6条 部会の事務局は、財務局資産管理部管財課（施設マネジメント推進担当）に置く。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

### 付 則

この要綱は、令和元年5月20日から実施する。

### 付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

別表（第3条関係）

北田副市長
岩崎副市長
政策局長
財務局長
都市局長
土木局長
藤井教育次長
財務総括室長
政策局参与（施設・まちづくり担当）
財政構造改善推進部長
資産管理部長
住宅部長
営繕部長
教育委員会教育総括室長